



2007年 12月 26日

悪質なSF商法を行う事業者に関する情報提供について

県内の団地において、悪質な取引行為を繰り返していた事業者について、福岡県消費生活条例第22条に基づき、情報提供します。

当該事業者は昨年10月に大阪府において悪質なSF商法を行う事業者として既に事業者名等が公表されていますが、本年11月に入って福岡県内においても同様の手口によるSF商法が繰り返し行われていることが確認できました。

今後も、福岡県内で被害が拡大するおそれがありますので情報提供いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名
株式会社ジャパン・ティー・マーケット
- (2) 所在地
東京都新宿区
- (3) 業務内容
敷きマット等の販売(3万円～4万円)
- (4) 販売方法
訪問販売(SF商法)

2 相談事例

(1) 「野菜を売っている。宣伝用の品物を配る」との訪問を受け、最初は団地の外で品物が配られた。数人集まり、「商品が配られてくるので説明したい。部屋を貸して欲しい。」と頼まれ承諾。鍋等の日用雑貨品が配られた後、病気が治る敷きマット6万円を3万5千円に値引きすると言われ購入した。

(2) 同じ団地の高齢者8人が集められ、サポーター、なべの話があった。最後に足が温まるという敷きマットが出てきて「血をきれいにし、循環をよくする」という説明があり、7万円の商品を3万5千円にするとわれ契約した。

いずれの相談者についても、クーリング・オフを行使する際、
 ・業者の事務所や販売員の携帯電話に連絡するが繋がらない。
 ・クーリング・オフの通知は「宛所不明」で返送される。
 となっており、支払いは現金でおこなわれているため返金はされていない。

3 不当な取引行為

- (1) 福岡県消費生活条例第20条第1項第2号
福岡県消費生活条例施行規則 別表 二 二
(優良又は有利させて人を誤認させる行為)
例: 敷きマットを販売する際、「病気が治る」と告げている。
敷きマットを販売する際、「腰痛や冷え性に効く」と告げている。
敷きマットを販売する際、「血をきれいにし、循環をよくする」と告げている。
- (2) 福岡県消費生活条例第20条第1項第3号
福岡県消費生活条例施行規則 別表 三 ハ
(消費者を心理的に不安な状態に陥らせるような言動により、契約)
例: 「電気あなかだと血が汚れる」と説明した。
- (3) 福岡県消費生活条例第20条第1項第7号
福岡県消費生活条例施行規則 別表 七 イ
(クーリング・オフ妨害)
例: 業者の事務所や販売員の携帯電話に連絡するが繋がらない。
クーリング・オフの通知は「宛所不明」で返送される。

お問い合わせ
 福岡県生活労働部生活文化課 消費者班
 TEL 092-643-3381

[このサイトについて](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [インターネット利用マナー](#)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 [交通アクセス](#)
代表電話:092-651-1111 (各所属の電話番号は [電話](#)・[メールアドレス一覧](#) から)
ホームページづくりに関するご意見やお問い合わせ等は [高度情報政策課](#) へ

Copyright (C) 2005 Fukuoka Prefecture.All rights reserved.